（十三）	（略）	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　（略） 三　医師が必要と認める場合は、ジアノグリーン法（ＩＣＧ）の検査、血清乳酸脱水素酵素（ＬＤＨ）の検査、血清脂質等の検査、特殊なエツクス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経学的検査
（十四）	（略）	（削る）
（十五）	（略）	一　（略） 二　赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四　（略）
（十六）	（略）	一　（略） 二　医師が必要と認める場合は、尿中のカドミウムの量の測定、尿中のアルファ１―ミクログロブリンの量若しくはＮ―アセチルグルコサミニターゼの量の測定、腎機能検査、胸部エツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査又は喀痰の細胞診 三　呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査 （削る）

（十三）	（略）	一　作業条件の調査 二　（略） 三　医師が必要と認める場合は、ジアノグリーン法（ＩＣＧ）の検査、血清乳酸脱水素酵素（ＬＤＨ）の検査、血清脂質等の検査、特殊なエツクス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査
（十四）	（略）	
（十五）	オーラミン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は肝機能検査
（十六）	オルト―トルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
十七	（略）	一　（略） 二　全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四　（略）
十八	（略）	一　（略） 二　尿中のカドミウムの量の測定 三　呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査 四　尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査